

真庭市バイオマスリファイナリー事業推進協議会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協議会は、「真庭市バイオマスリファイナリー事業推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的及び事業)

第2条 本協議会は、産学官連携やバイオマスリファイナリー事業の創出および人材育成を図ることを目的とし、次に掲げる事業を行う。

- (1) バイオマスリファイナリーの研究・開発及び事業化に関すること
- (2) バイオマス関連産業の人材育成に関すること
- (3) 産学官連携に関すること
- (4) 産業クラスターの推進に関すること

(事務所の所在地)

第3条 本協議会の事務所は「真庭バイオマスラボ(岡山県真庭市勝山620-5)」に置く。

第2章 組 織

(会員)

第4条 本協議会の会員は、真庭市内の企業・団体を中心に、大学、研究機関、行政等をもって組織する。

(加入)

第5条 新規加入を希望する者は、会員の推薦を得て役員会の承認を得るものとする。

2 真庭バイオマスラボの入所研究者については、加入を要請するものとする。

(脱会)

第6条 加入者は、あらかじめ協議会にその旨の申し入れをした上で、事業年度の終わりにおいて脱会することができる。

(役員)

第7条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：2名
- (3) 理事：若干名
- (4) 事務局長：1名
- (5) 監事：2名

(役員の仕事)

第8条 会長は、会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、会の運営ならびに庶務および会の会計・経理を統括する。

4 監事は、会計及び資産の状況並びに業務執行状況を監査する。

(役員を選任)

第9条 役員を選任は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 会長は総会において選任する。
- (2) 副会長、理事及び事務局長は、総会の承認を得て会長が任命する。
- (3) 監事は総会で選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、会長、副会長その他の役員と兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

第3章 会 議

(会議)

第11条 この会に次の会議を設ける。

(1) 定期総会及び臨時総会

(2) 役員会

2 会長は、必要があると認める場合においては、専門委員会を設置することができる。

3 専門委員会は、協議結果等をすみやかに会長に報告するものとする。

(総会)

第12条 総会は会長が招集する。

2 定期総会は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会員の五分の一以上の開催請求があったとき

(2) 監事からの開催請求があったとき

(3) その他会長が必要と認めたとき

4 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、会長が務める。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 規約の改正に関する事項

(4) 役員を選任及び解任に関する事項

(役員会)

第15条 役員会は、監事を除く役員をもって組織する。

2 役員会は、役員過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(役員会の議長)

第16条 役員会の議長は、会長が務める。

(役員会の議決事項)

第17条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事業

第4章 会計

(会の経費)

第18条 この会の経費は、会費及び寄付金並びにその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会計年度が終了したときは、すみやかに決算を行い、監事による監査を受けて総会の承認を受けなければならない。

(会費)

第20条 総会において定められた会費を毎年7月31日までに収めるものとする。

第5章 補則

第21条 この規約に定めるもののほか、運営等について必要な事項は役員会に諮り、会長が定める。

附則

この規約は、平成22年6月21日から実施する。

この規約は、平成23年4月26日から実施する。